

# 公的な学費支援制度

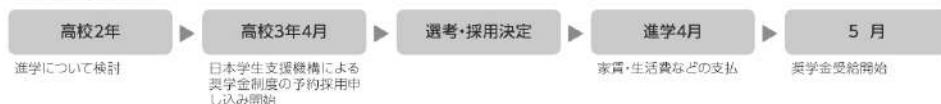
## ○ 日本学生支援機構による奨学金制度 給付 貸与

給付型奨学金(原則返還不要)と返還が必要な第一種奨学金(無利子)、第二種奨学金(有利子)の3種類があります。公的な奨学金として最も知られている奨学金のひとつです。

### 〈申込方法〉

予約採用(高校在学中に申請)と新規採用(本校入学後に申請)の2種類があります。奨学金の金額は、どちらの方法で申請しても変わりませんが、予約採用を利用すると入学後の手続きがスムーズになりますので出来るだけ高校在学中に申請されることをおすすめします。

### 予約採用の場合



### ● 給付型奨学金の支給月額

専門学校 (私立)	自宅通学	自宅外通学
	38,300円	75,800円

(住民税非課税世帯(第1区分)の場合)

### ● 第一種奨学金(月額貸与額)

専門学校 (私立)
20,000円～ 60,000円

### ● 第二種奨学金(月額貸与額)

専門学校 (私立)
20,000円～ 120,000円

給付の給付月額の表は日本学生支援機構奨学金ホームページをご確認ください。

## ○ 高等教育の修学支援新制度 給付

2020年4月にスタートした国の新しい修学支援制度です。授業料等の減免と給付型奨学金で学生の学びを支えます。

### 〈支援の対象者〉

収入が一定金額以下であれば、支援を受けることができます。支給額は世帯収入に応じて3段階。Webサイトやアプリでシミュレーションができます。

### 〈支援の金額〉

月々支給される給付型奨学金(原則返還不要)に加え、入学金、授業料の支援も受けられます。

### 支援額の例

#### ● 授業料等減免・減額の上限(年額)

専門学校 (私立)	入学金	授業料
	約16万円	約59万円

(住民税非課税世帯(第1区分)の場合)

## ○ 多子世帯に対する大学等の授業料等無償化について 給付

2025年4月から多子世帯の学生等に対して、大学等の授業料及び入学金を、国が定める一定額まで、所得制限なく無償とする制度がスタートします。

### 〈多子世帯の要件〉

生計維持者の扶養する子供が3人以上いる世帯であること。所得制限はありません。

### 〈支援の金額〉

授業料等減免の上限額まで支援されます。  
(現行の第I区分の授業料等減免額と同額)

### 支援額の例

#### ● 授業料等減免・減額の上限(年額)

専門学校 (私立)	入学金	授業料
	約16万円	約59万円

### 〈申込方法〉

入学してから所属する学校において申し込みを行います。多子世帯の要件に該当するかの確認を日本学生支援機構が行うことから、給付奨学金への申込を行っていただけます。

詳しくは下記のWebサイトをご確認ください。  
日本学生支援機構  
奨学金ホームページ



詳しくは下記のWebサイトをご確認ください。  
高等教育の修学支援  
新制度特設ページ



## ○ 教育ローン 貸与

一般のローンよりも金利が低いのが特徴です。国の機関や金融機関が運営しています。

### 〈注意点〉

秋以降の受験シーズンには申込が増え、審査に2週間以上かかることもあります。早めの検討と申込が大切です。また、国の教育ローンは申込者に振り込まれますが、金融機関の教育ローンは学校へ直接振り込まれます。

# 教育訓練給付金制度

※社会人の方が対象

本校独自の学費サポート制度(P13)とも併用が可能です。

## ○教育訓練給付金制度について

働く方のスキルアップを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)、または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練の講座を受講し修了した場合、本人が支払った教育訓練経費(学費)がハローワークより支給される制度です。

### 〈教育訓練給付制度の詳細〉

#### ①雇用保険の被保険者の方(在職者)

教育訓練の受講開始日に雇用保険の被保険者である方のうち、被保険者として雇用された期間が3年以上ある方。

#### ②雇用保険の被保険者であった方(離職者)

受講開始日時点で被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降から受講開始日までが1年以内であり、かつ被保険者として雇用されていた期間が3年以上ある方。

※上記①・②ともに、初めて教育訓練給付金の支給を希望される方については、被保険者として雇用された期間が2年以上あれば支給が可能です。

(ただし、平成26年10月1日以前に教育訓練給付金の支給をされたことがある場合は、前回の受講開始日から今回の受講開始日までに通算して2年以上の被保険者雇用期間が必要です。)

### 〈学科別の支給額〉

#### ● 総合調理学科

	1年次	2年次	卒業後	合計
学費	125万円 (入学金含む)	125万円	—	250万円
教育訓練給付金支給額	40万円	40万円	48万円 <sup>※1</sup>	128万円
<sup>※2</sup> 【実質負担額】				122万円

#### ● 製菓製パン総合学科

	1年次	2年次	卒業後	合計
学費	133万円 (入学金含む)	125万円	—	258万円
教育訓練給付金支給額	40万円	40万円	48万円 <sup>※1</sup>	128万円
<sup>※2</sup> 【実質負担額】				130万円

※1: 卒業後の給付は、資格取得等をし、かつ教育訓練を修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された、または雇用されている場合となります。表記は最大額。

※2: 別途、教材教員費・諸費は必要となります。(合計約30万円 ※年度により若干の変動あり)

### 〈申請の流れ〉

